

2025 年 6 月 20 日 一部改正
2025 年 1 月 29 日 技術委員会 審議
2025 年 6 月 10 日 国土交通大臣 認可

放出規制海域の追加（カナダ北極海域及びノルウェー海海域） 関連

改正対象

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
船舶用原動機放出量確認等規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領

改正理由

MARPOL 条約附属書VI第 13.6 規則では NO_x 3 次規制が適用される窒素酸化物放出規制海域を、同第 14.3 規則では燃料油中の硫黄分濃度が 0.10%以下に制限される硫黄酸化物放出規制海域を規定しており、本会は当該要件を関連規則に取入れている。

この程、IMO においてカナダ北極海域及びノルウェー海海域を新たな放出規制海域（窒素酸化物放出規制海域並びに硫黄酸化物放出規制海域）として規定する提案が行われ、2024 年 10 月に開催された IMO 第 82 回海洋環境保護委員会（MEPC82）において、当該 MARPOL 条約の改正に関する決議 MEPC.392(82)として採択された。

このため、当該決議に基づき、関連規定を改める。

改正内容

放出規制海域としてカナダ北極海域及びノルウェー海海域を追加する。

施行及び適用

- (1) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 1.1.3-3.
2025 年 7 月 1 日から施行
（ただし、船舶の所有者からの申し出により先取り適用可）
- (2) その他
2026 年 3 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

ID: DD24-23

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 総則 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 船級符号への付記 (-1.及び-2.は省略) (削除) -3. (省略)	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 総則 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 船級符号への付記 (-1.及び-2.は省略) <u>-3. 8 編 1.1.2(15)に掲げる窒素酸化物放出規制海域におけるディーゼル機関の運転の可否(附属書 VI 第 13.5.1 規則に規定される基準への適合が免除される場合を除く。)</u> に関して、次の(1)及び(2)の注記を船級登録原簿に記載する。 <u>(1) 搭載するディーゼル機関が、附属書 VI の規定により 2016 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶(次の(2)に該当するものを除く。)に搭載される場合には、その旨の注記(例えば、NOx-III(2016))</u> <u>(2) 搭載するディーゼル機関が、附属書 VI の規定により 2021 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶に搭載される場合には、その旨の注記(例えば、NOx-III(2021))</u> -4. (省略)	本改正で取入れる窒素酸化物放出規制海域(ノルウェー海海域)においては、起工日以外の適用日が存在するため、Tier III に該当する年号が一概に一つの年号で表記しきれないので、従前の窒素酸化物放出規制海域での航行が可能な船舶に付記される船級符号に関する年号注記(起工年)を削除する。 今後は、1 編 1.1.3-2.を基に、年号なしの「 Nitrogen Oxides

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
		Emission-TierIII」(略号:NOx-III)を船級符号に付記する。
この改正は附則 A による		

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.1 一般 1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則, 第 13 規則, 第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連）* 本編で使用する用語は、各章で特に定める場合を除き、次に掲げるところによる。 ((1)から(14)は省略) (15) 「窒素酸化物放出規制海域」とは、次に掲げる海域をいう。 (a) 北アメリカ海域 (省略) (b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域） (省略) (c) バルティック海海域 (省略) (d) 北海海域 (省略) (e) <u>カナダ北極海域</u> <u>附属書 VI の付録 VII.5 に指定する経緯度を結んだ線により囲まれた海域</u>	8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.1 一般 1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則, 第 13 規則, 第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連）* 本編で使用する用語は、各章で特に定める場合を除き、次に掲げるところによる。 ((1)から(14)は省略) (15) 「窒素酸化物放出規制海域」とは、次に掲げる海域をいう。 (a) 北アメリカ海域 (省略) (b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域） (省略) (c) バルティック海海域 (省略) (d) 北海海域 (省略) (e) (新規)	MARPOL Annex VI Appendix VII.5 に規定されるカナダ北極海域を窒素酸化物放出規制海域に追加す

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>(f) ノルウェー海海域</u> <u>附属書 II 第 13.9.4 規則に指定する経緯度を結んだ線により囲まれた海域</u> (g) 前(a)から(f)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って <i>IMO</i> により指定されたもの (16) 「硫黄酸化物放出規制海域」とは、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って <i>IMO</i> により指定された次の(a)から(g)に掲げる海域（港湾を含む）をいう。 (a) 北アメリカ海域 前(15)(a)に規定する海域 (b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域） 前(15)(b)に規定する海域 (c) バルティック海海域 前(15)(c)に規定する海域 (d) 北海海域 前(15)(d)に規定する海域 (e) 地中海海域 （省略） <u>(f) カナダ北極海域</u> <u>前(15)(e)に規定する海域</u> <u>(g) ノルウェー海海域</u> <u>前(15)(f)に規定する海域</u> ((17)から(27)は省略)	（新規） (e) 前(a)から(d)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って <i>IMO</i> により指定されたもの (16) 「硫黄酸化物放出規制海域」とは、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って <i>IMO</i> により指定された次の(a)から(e)に掲げる海域（港湾を含む）をいう。 (a) 北アメリカ海域 前(15)(a)に規定する海域 (b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域） 前(15)(b)に規定する海域 (c) バルティック海海域 前(15)(c)に規定する海域 (d) 北海海域 前(15)(d)に規定する海域 (e) 地中海海域 （省略） （新規） （新規） ((17)から(27)は省略)	る。 MARPOL Annex II Reg.13.9.4 に規定されるノルウェー海海域を窒素酸化物放出規制海域に追加する。 MARPOL Annex VI Appendix VII.5 に規定されるカナダ北極海域を硫黄酸化物放出規制海域に追加する。 MARPOL Annex II Reg.13.9.4 に規定されるノルウェー海海域を硫黄酸化物放出規制海域に追加する。

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件* -1. ディーゼル機関には、次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該ディーゼル機関の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 8-1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように、承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載されるディーゼル機関 (a) 1 次規制 (省略) (b) 2 次規制 (省略) (c) 3 次規制 ディーゼル機関が、次のいずれかの船舶に搭載され、該当する窒素酸化物放出規制海域において運転が行われる場合、許容限度は表 8-1(c)による。 i) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの	2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件* -1. ディーゼル機関には、次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該ディーゼル機関の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 8-1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように、承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載されるディーゼル機関 (a) 1 次規制 (省略) (b) 2 次規制 (省略) (c) 3 次規制 ディーゼル機関が、次のいずれかの船舶に搭載され、該当する窒素酸化物放出規制海域において運転が行われる場合、許容限度は表 8-1(c)による。 i) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの	

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
ii) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの iii) <u>2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(f)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの。ここでいう、「2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶」とは、次のいずれかに該当する船舶をいう。</u> 1) <u>2026 年 3 月 1 日以後に建造契約が行われる船舶</u> 2) <u>建造契約がない場合には 2026 年 9 月 1 日以後にキールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶</u> 3) <u>2030 年 3 月 1 日以後に引渡しが行われる船舶</u> iv) 1.1.2(15)(a)から(f) <u>((e)を除く。)</u>に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を <i>IMO</i> が定める日又は附属書 VI 第 13.5.1.3 規則に従い <i>IMO</i> が規定するその後の日のいずれか遅い日以後に建造開始段階にある船舶であって当該窒素酸化物放出規制海域を航行するもの 1) <u>2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(e)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの</u>	ii) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの (新規) iii) 1.1.2(15)(a)から(d)に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を <i>IMO</i> が定める日又は附属書 VI 第 13.5.1.3 規則に従い <i>IMO</i> が規定するその後の日のいずれか遅い日以後に建造開始段階にある船舶であって当該窒素酸化物放出規制海域を航行するもの	IMO 決議 MEPC.392 (82)をもとに、ノルウェー海海域の窒素酸化物放出規制海域に関する規定 MARPOL Annex VI Reg.13.5.1.2.3 を取入れた。 カナダ北極海域は遡及適用のためここに規定する。 IMO 決議 MEPC.392 (82)をもとに、カナダ北極海域の窒素酸化物放出規制海域に関

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
(d) (省略) (2) (省略)	(d) (省略) (2) (省略)	する規定 MARPOL Annex VI Reg.13.5.1.3.1 を取入れた。 カナダ北極海域につ いては、2025年1月1 日以降に起工する船 舶が対象となること に留意すること。

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
船舶用原動機放出量確認等規則	船舶用原動機放出量確認等規則	
1 章 総則	1 章 総則	
1.2 定義	1.2 定義	
1.2.1 用語	1.2.1 用語	
((1)から(17)は省略)	((1)から(17)は省略)	
(18) 「窒素酸化物放出規制海域」とは、次に掲げる海域をいう。	(18) 「窒素酸化物放出規制海域」とは、次に掲げる海域をいう。	
(a) 北アメリカ海域 (省略)	(a) 北アメリカ海域 (省略)	
(b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域） (省略)	(b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域） (省略)	
(c) バルティック海海域 (省略)	(c) バルティック海海域 (省略)	
(d) 北海海域 (省略)	(d) 北海海域 (省略)	
(e) <u>カナダ北極海域</u> <u>附属書 VI の付録 VII.5 に指定する経緯度を結んだ線により囲まれた海域</u>	(新規)	MARPOL Annex VI Appendix VII.5 に規定されるカナダ北極海域を窒素酸化物放出規制海域に追加する。
(f) <u>ノルウェー海海域</u> <u>附属書 II 第 13.9.4 規則に指定する経緯度を結んだ線により囲まれた海域</u>	(新規)	
(g) 前(a)から(f)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって、附属書 VI の付録 III（放	(e) 前(a)から(d)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって、附属書 VI の付録 III（放	MARPOL Annex II Reg.13.9.4 に規定されるノルウェー海海域を窒素酸化物放出規

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
出規制海域の指定に関する基準及び手順) に 従って <i>IMO</i> により指定されたもの (<i>(19)</i>及び(<i>20</i>)は省略) 2 章 放出量確認等 2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度* -1. 原動機には、次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該原動機の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 1.1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように、承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載される原動機 (a) 1 次規制 (省略) (b) 2 次規制 (省略) (c) 3 次規制 原動機が、次のいずれかの船舶に搭載され、該当する窒素酸化物放出規制海域において運転が行われる場合、許容限度は表 1.1(c)による。	出規制海域の指定に関する基準及び手順) に 従って <i>IMO</i> により指定されたもの (<i>(19)</i>及び(<i>20</i>)は省略) 2 章 放出量確認等 2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度* -1. 原動機には、次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該原動機の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 1.1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように、承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載される原動機 (a) 1 次規制 (省略) (b) 2 次規制 (省略) (c) 3 次規制 原動機が、次のいずれかの船舶に搭載され、該当する窒素酸化物放出規制海域において運転が行われる場合、許容限度は表 1.1(c)による。	制海域に追加する。

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
i) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの ii) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの iii) <u>2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって1.2.1(18)(f)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの。ここでいう、「2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶」とは、次のいずれかに該当する船舶をいう。</u> 1) <u>2026 年 3 月 1 日以後に建造契約が行われる船舶</u> 2) <u>建造契約がない場合には 2026 年 9 月 1 日以後にキールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶</u> 3) <u>2030 年 3 月 1 日以後に引渡しが行われる船舶</u> iv) <u>1.2.1(18)(a)から(f) ((e)を除く。)</u>に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を <i>IMO</i> が定める日又は附属書 VI 第 13.5.1.3 規則に従い <i>IMO</i> が規定するその後の日のいずれか遅い日以後に建造開始段階にある船舶であって当該窒素酸化物放出規制海域を航行するもの	i) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの ii) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの (新規) iii) 1.2.1(18)(a)から(d)に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を <i>IMO</i> が定める日又は附属書 VI 第 13.5.1.3 規則に従い <i>IMO</i> が規定するその後の日のいずれか遅い日以後に建造開始段階にある船舶であって当該窒素酸化物放出規制海域を航行するもの	IMO 決議 MEPC.392 (82)をもとに、ノルウェー海海域の窒素酸化物放出規制海域に関する規定 MARPOL Annex VI Reg.13.5.1.2.3 を取入れた。 カナダ北極海域は遡及適用のためここに規定する。 IMO 決議 MEPC.392

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
1) <u>2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(c)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの</u>	(新規)	(82)をもとに、カナダ北極海域の窒素酸化物放出規制海域に関する規定 MARPOL Annex VI Reg.13.5.1.3.1 を取入れた。 カナダ北極海域については、2025 年 1 月 1 日以降に起工する船舶が対象となることに留意すること。

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領	
8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備	8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備	
2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備	2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備	
2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）	2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）	
2.1.2 設備要件	2.1.2 設備要件	
-1. ディーゼル機関に主要な改造を行う場合は次による。 (1) 規則 8 編 2.1.2-1.(2)にいうディーゼル機関の「交換又は追加が行われる時期」とは次の(a)から(c)のいずれかの日をいう。 (a) 契約上のディーゼル機関の納入日（ただし、規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)iから <u>iv</u> に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月以内に搭載し、試験を行うこと。） (b) 契約上の納入日がない場合は、納入受領証等により確認される実際の納入日（ただし、規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)iから <u>iv</u> に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月以内に搭載し、試験を行うこと。） (c) 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)iから <u>iv</u> に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月後の日以降に	-1. ディーゼル機関に主要な改造を行う場合は次による。 (1) 規則 8 編 2.1.2-1.(2)にいうディーゼル機関の「交換又は追加が行われる時期」とは次の(a)から(c)のいずれかの日をいう。 (a) 契約上のディーゼル機関の納入日（ただし、規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)iから <u>iii</u> に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月以内に搭載し、試験を行うこと。） (b) 契約上の納入日がない場合は、納入受領証等により確認される実際の納入日（ただし、規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)iから <u>iii</u> に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月以内に搭載し、試験を行うこと。） (c) 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)iから <u>iii</u> に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月後の日以降に	本改正に伴い、参照先を改める。

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
搭載及び試験が行われる場合は、実際に試験が行われる日 なお、前(a)から(c)のいずれかの日は、国際大気汚染防止証書の追補 8.a” Major conversion – According to Reg. 13.2.1.1 &13.2.2”に記載することになる。 ただし、船舶の所有者の管理の範疇を超えた不測の事態により、規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)i)から iv)に規定される日のうち該当する日から 6 ヶ月以内に試験が行われなかった場合、主管庁は、附属書 I の統一解釈 6 と同等の方法で「予期しない納入の遅延」を認めることがある。 (2) (省略) (3) ディーゼル機関の実質的改造又は連続最大出力の 10%を超える出力増加を行う場合は、改造を行う日に係わらず次の(a)から(f)によること。 (a) 2011 年 1 月 1 日前に建造開始段階にある船舶の場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(a)に適合すること。 (b) 2011 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶の場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(b)に適合すること。 (c) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に適合すること。 (d) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(c)及び(d)に	搭載及び試験が行われる場合は、実際に試験が行われる日 なお、前(a)から(c)のいずれかの日は、国際大気汚染防止証書の追補 8.a” Major conversion – According to Reg. 13.2.1.1 &13.2.2”に記載することになる。 ただし、船舶の所有者の管理の範疇を超えた不測の事態により、規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)i)から iii)に規定される日のうち該当する日から 6 ヶ月以内に試験が行われなかった場合、主管庁は、附属書 I の統一解釈 6 と同等の方法で「予期しない納入の遅延」を認めることがある。 (2) (省略) (3) ディーゼル機関の実質的改造又は連続最大出力の 10%を超える出力増加を行う場合は、改造を行う日に係わらず次の(a)から(e)によること。 (a) 2011 年 1 月 1 日前に建造開始段階にある船舶の場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(a)に適合すること。 (b) 2011 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶の場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(b)に適合すること。 (c) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に適合すること。 (d) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(c)及び(d)に	

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に適合すること。 (e) <u>2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(f)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合</u> 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に適合すること。 (f) <u>規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)iv</u>に規定する日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(a)から(f) ((e)を除く。)に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に適合すること。 i) <u>2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(e)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの</u> (-2.及び-3.は省略)	規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に適合すること。 (新規) (e) <u>規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)iii</u>に規定する日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(a)から(d)に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に適合すること。 (新規) (-2.及び-3.は省略)	IMO 決議 MEPC.392 (82)をもとに、ノルウェー海海域の窒素酸化物放出規制海域に関する規定 MARPOL Annex VI Reg.13.5.1.2.3 を取入れた。 カナダ北極海域は遡及適用のためここに規定する。 IMO 決議 MEPC.392 (82)をもとに、カナダ北極海域の窒素酸化物放出規制海域に関する規定 MARPOL Annex VI Reg.13.5.1.3.1 を取入れた。 カナダ北極海域については、2025 年 1 月 1 日以降に起工する船舶が対象となることに留意すること。

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領	船舶用原動機放出量確認等規則実施要領	
2 章 放出量確認等	2 章 放出量確認等	
2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認	2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認	
2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度	2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度	
-1. 原動機に主要な改造を行う場合は次による。 (1)及び(2)は省略)	-1. 原動機に主要な改造を行う場合は次による。 (1)及び(2)は省略)	
(3) 原動機の実質的改造又は連続最大出力の 10%を超える出力増加を行う場合は、改造を行う日に係わらず次の (a) から (f) によること。	(3) 原動機の実質的改造又は連続最大出力の 10%を超える出力増加を行う場合は、改造を行う日に係わらず次の (a) から (e) によること。	
(a) 2011 年 1 月 1 日前に建造開始段階にある船舶の場合 規則 2.2.2-1.(1)(a)に適合すること。	(a) 2011 年 1 月 1 日前に建造開始段階にある船舶の場合 規則 2.2.2-1.(1)(a)に適合すること。	
(b) 2011 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶の場合 規則 2.2.2-1.(1)(b)に適合すること。	(b) 2011 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶の場合 規則 2.2.2-1.(1)(b)に適合すること。	
(c) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。	(c) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。	
(d) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するも	(d) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するも	

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
の場合 規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。 <u>(e) 2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(f)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合</u> 規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。 (f) 規則 2.2.2-1.(1)(c)iv)に規定する日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(a)から(f) ((e)を除く。)に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。 i) <u>2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(e)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの</u>	の場合 規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。 (新規) (e) 規則 2.2.2-1.(1)(c)iii)に規定する日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(a)から(d)に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。 (新規)	IMO 決議 MEPC.392 (82)をもとに、ノルウェー海海域の窒素酸化物放出規制海域に関する規定 MARPOL Annex VI Reg.13.5.1.2.3 を取入れた カナダ北極海域は遡及適用のためここに規定する。 IMO 決議 MEPC.392 (82)をもとに、カナダ北極海域の窒素酸化物放出規制海域に関する規定 MARPOL Annex VI Reg.13.5.1.3.1 を取入れた。 カナダ北極海域については、2025 年 1 月 1 日以降に起工する船舶が対象となることに留意すること。
この改正は附則 B による		

「放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域)関連」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 A		
1. この改正は、2025 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 2. 施行日前にあつては、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。 3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に適用することができる。		
附 則 B		
1. この改正は、2026 年 3 月 1 日から施行する。		